

3. われわれは何を生み出したか (9) 阪神大震災と金融ビッグバン

坪川博彰 Hiroaki TSUBOKAWA
損害保険料率算定会 地震保険部
須田純也 Junya SUDA
正会員 損害保険料率算定会 地震保険部

わが国の地震保険制度は1966年に制定された「地震保険に関する法律」に基づく家計分野の地震保険（一般に「地震保険」と呼ばれるもの）と、主に企業物件を対象に火災保険の特約として付帯される拡張担保地震保険（企業地震保険）とに分けられる。阪神大震災と時を同じくした金融ビッグバンにより、いずれの保険も大きく変わろうとしている。震災は保険制度の何を変えたのか、また変えようとしているのかを概括する。

家計分野の地震保険は何が変わったか

家計地震保険は「震災による被災者の生活の安定に寄与する」ことを目的とした非営利の保険であり、居住用の建物と家財についてのみ契約を結ぶことができる。火災保険加入者であれば誰でも加入できるが、地震保険金額には目的（建物・家財）ごとに限度額が設けられており、火災保険に付帯する割合も30%から50%と制約されている。政府による再保険制度があるので、保険会社だけでは破綻するほどの大地震でも保険金の支払が保証される仕組みとなっている。被害の程度に応じ全損・半損・一部損の3段階で査定を行い、それぞれ契約額の100%、50%、5%の保険金が支払われる。阪神大震災での地震保険金の支払い総額は約780億円に達し、それまでの最多支払額である1994年北海道東方沖地震の約13億円を大きく上回った。制度創設以来、随時消費者のニーズを取り入れ、保障内容の拡大と商品内容の改善を行ってきた地震保険であるが、今震災の後も消費者からの要望が多数寄せられ見直しの検討を行った結果、震災から1年後に制度改定が実施できた。主な改正点は次の2点である。加入限度額を建物について1000万円から5000万円に、家財について500万円から1000万円に引上げる。家財の半損・一部損の損害認定方法を収容建物の損傷程度から家財そのものの損傷程度による認定に改め、家財の半損の支払額を10%から50%に引上げる。

地震保険契約の急増

これまでも地震保険は地震の起きた地域を中心に契約が増加する傾向が見られたが、阪神大震災以降、これを契機とした地震保険に対する関心の高まりと、1996年の商品改善の効果が相まって、加入者、契約高が急増した。図-1は全国の契約件数と保険金額の推移を示したものである。震災前後の5年間で、件数は約2倍以上、契

約高は約3倍以上と急激に増加している。図-2、図-3は1995年度末と1998年度末の付帯率（火災保険契約者のうち地震保険の契約を希望した割合）を比較したものである。全国的に付帯率が増加しているが、特に近畿地方などの西日本で増加が著しい事がわかる。また、保険のほかにもわが国にはさまざまな共済制度があり、それらと合わせるとおよそ3割の世帯が地震による被害の経済的補償を受けるシステムに加入していると考えられる。この割合は同じ地震国であるカリフォルニアとほぼ同レベルである。

自己責任と料率の細分化への道

保険業界では金融自由化により自動車保険分野の商品を中心にそれぞれ個人の危険度を細かく反映させて保険料を設定するリスク細分化が進行している。住宅に関するリスク細分化の一つの手段として建物の耐震性の違いを保険料に反映させるのは当然のことであり、住宅の性能表示と保険料率との関係をどう結び付けてゆかが今後の大きな課題となる。2000年6月には住宅性能表示制度の導入が予定されており、現在建設省でその細部を検討している。その一方で地震保険は震災後の生活再建の一手段であり、社会保障的な役割も要求されるため、自動車保険に見られるような単純なリスク細分化は災害弱者に不利益になることも多く、地震保険制度の本来の目的と反することにならないか懸念されるという意見もある。自動車は10年程度の期間で買い替える人が多いが、住宅は耐震性が悪かったり、欠陥があったりしても

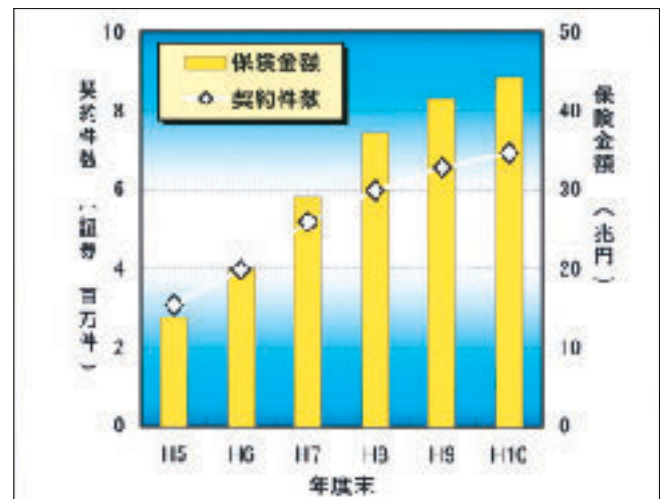


図-1

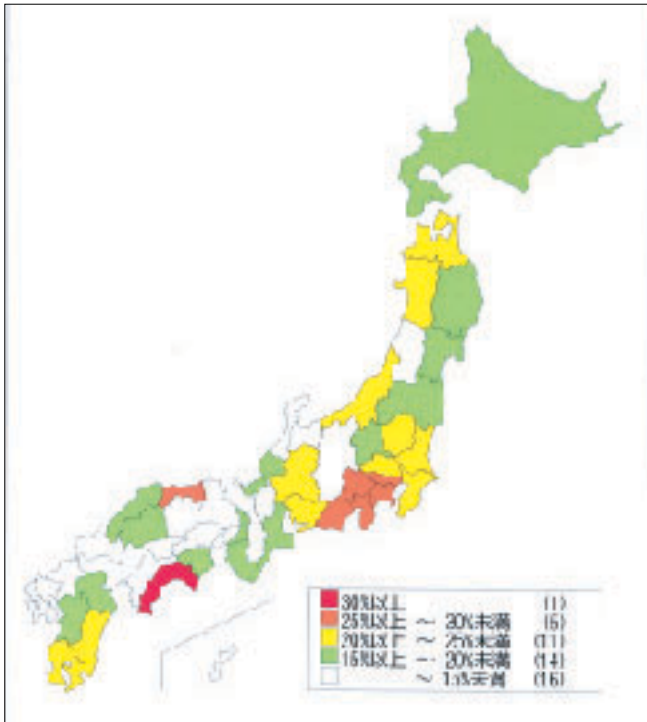


図-2

簡単に買い替えるというわけにはいかない。高い買い物である上に、補修や補強にもかなりの経費が掛かるからである。したがって住宅政策も含めたさらなる論議が必要となるだろう。

性能の表示と売買における自己責任の原則は今後ますます重要性を増すことになる。個人個人は必ずしも合理的な行動を志向するわけではないから、リスクへの説明と納得という過程が不可欠であることをわれわれは一層強く認識する必要がある。

保険以外のリスク対策も多様になる

金融ビッグバンは東京市場を2001年までに国際金融センターに発展させることを中心命題にすえた金融システムの大改革である。この一環としてより一層の規制緩和が図られ、保険料率の自由化も促進された。ここには非常に難しい議論が伴う。リスク対策については従来のような画一的なものだけではなく、非常に多様なものから選択できるようになったのだが、一方でわれわれは一人一人が自分に合った保険を選択してゆく必要がある。

新しいリスク対策で最近話題となった事例を示せば、東京ディズニーランド(TDL)の経営で知られるオリエンタルランド社の地震リスク債券の発行が挙げられる。同社はこの債券発行のための特別目的の会社を設立し、円換算で240億円(2億ドル)の債券を発行し、これを機関投資家に販売した。この債券は地震がなければ債券相場より高い利回りを得ることができる代わりに、TDLのある浦安市を中心に定められた大きさの圏内に一定の

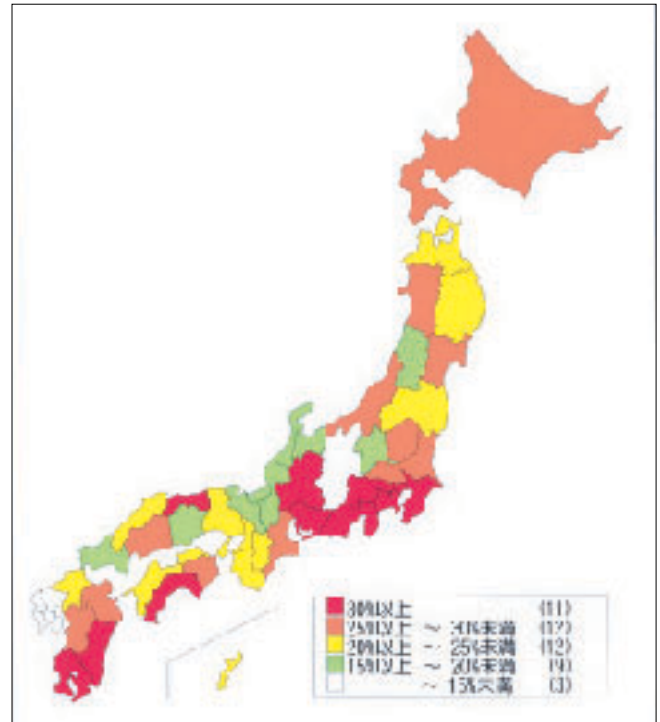


図-3

規模以上の地震が発生した場合には、元本の一部あるいは全部をオリエンタルランドが受け取れる仕掛けとなっている。気をつけなければならないのはこれは保険ではないということだ。保険の上でのリスクは損害の補填であるが、この債券は震災による業績の落ち込み(入場者の減少、消費活動の低下など)を回復するためのものであって、TDLに被害があるかどうかは関係がない。もちろんTDLでは入場者に人的被害が出ないことを前提にした地震対策は進めており、この債券によってその被害をカバーするわけではない。

企業向けの地震保険のように、会社としての存続をかけたリスク対策として保険やその他の金融手段が検討されるのは、合理的な行動を選択する上で必然的なことである。先にあげたキャット・ボンド以外にも資本市場から資金を供給するシステムについていろいろなものも検討され始めている。その可能性は非常に大きく、今後われわれの生活の中に確実に影響を与えてくるだろう。保険以外のリスク対策の多様化はもはや時代の流れである。

リスクは社会とともに変わる。発展途上国ではまず人的損失を減らすための努力が必要だが、先進国ではファイナンシャルなリスクカバーの多様化も着実に進められてきている。物理的な被害が出なくなったとき、防災は次のステージに移ることになる。災害に伴う業務中断による間接的な被害額が、建物や施設などの物質的な破壊による直接的な被害額を上回るようになる日も、そう遠くないことは確かなようである。